

『部落差別の解消の推進に関する法律』

(平成28年12月16日施行)

この法律は、現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

ポイント

- 第1条 現在もなお部落差別が存在し、許されないものであること。
部落差別の解消の推進、部落差別のない社会の実現が目的であること。
- 第2条 部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めること。
- 第3条 国及び地方公共団体は、前条の規定にのっとり、連携を図りつつ施策を講じること。
- 第4条 国及び地方公共団体は、相談に的確に応ずるための体制の充実を図ること。
- 第5条 国及び地方公共団体は、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うこと。
- 第6条 国は、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うこと。

『熊本県部落差別事象の発生の防止

及び調査の規制に関する条例』

(平成7年施行)
熊本県では、部落差別につながるような結婚や就職に際しての身元調査をしてはならないと条例で定めています。

ポイント

- 第1条 この条例は、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止について県、県民、事業所の責務を明らかにするとともに、同和地区への居住に係る調査の規制に関し必要な事項を定め、県民の基本的人権を擁護することを目的とすること。
- 第2条 県は、国及び市町村と協力して必要な啓発を行う責務を有すること。
- 第3条 県民および事業者は、以下の行為をしてはならないこと。
- ・同和地区の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為
 - ・特定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為
 - ・特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為
 - ・その他結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為

「誰かがなくしてくれる」では、差別はなくなりません。
「私」自身が差別をなくすために、どう行動するのかが大切です。
～一緒につくろう!一人ひとりを大切にする熊本～



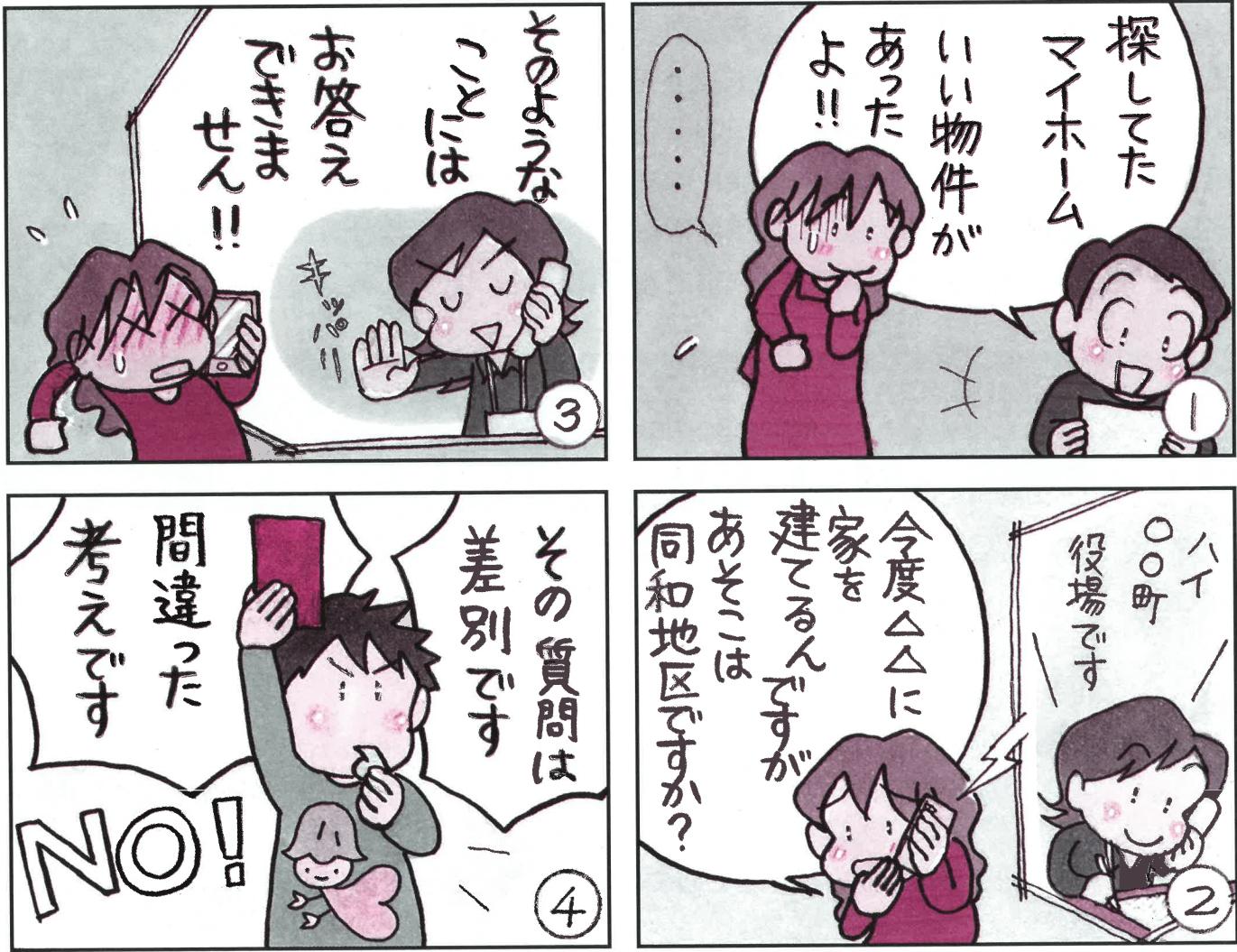
熊本県人権啓発キャラクター
「コッコロ」

同和問題(部落差別)を正しく理解しましょう



結婚の際に出身地等を理由に差別されたり、インターネット等で差別情報が流されることなどが大きな課題となっています。その背景には、今もなお、同和問題にかかわる偏見や差別意識が人々の心に根強く存在していることがあります。

「土地差別」に NO!



～不動産売買等における「土地差別」の問題～

例えば、都市開発、マンション建築等に際して、特定の地域に対する差別的な調査が行われたり、不動産売買において同和地区・被差別部落の物件が避けられたりするという、「土地差別」といわれる、同和地区を忌避する状況が報告されています。

このお話のように、個人や企業等が、自治体等に対して同和地区の有無や所在地について問い合わせる行為は、差別にあたります。

このような結果、利便性等の条件が同等であっても同和地区の物件の価格が低く評価されるといった例が報告されており、財産権の侵害といった側面も含めて課題となっています。

予断と偏見をなくし、お互いの人権を尊重し、差別のない明るい社会をつくりましょう。